平成２８年（フ）第２２１号
広島県東広島市西条町田口224番地５
債務者　森　　友佳
1　決定年月日時　平成28年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　寺垣　　玲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月８日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１５号
広島県三次市南畑敷町736番地１
債務者　西川　由美
1　決定年月日時　平成28年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青木　貴央
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月29日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
広島地方裁判所三次支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第４４８号
大阪府守口市金田町６丁目21番12―603号
債務者　岩崎美枝子
1　決定年月日時　平成28年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１０８３号
大阪市東淀川区豊里５丁目15番２―713号、前住所大阪市東淀川区豊里７丁目10番17―601号
債務者　小林　一彦
1　決定年月日時　平成28年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１１１０号
大阪府吹田市豊津町１番10―1202号
債務者　益子　大悟
1　決定年月日時　平成28年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１２５３号
大阪市東住吉区南田辺５丁目28番37号
債務者　西　　富大
1　決定年月日時　平成28年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１３１６号
大阪市北区大淀中１丁目14番５号モンテベルデ新梅田503号室
債務者　尾上　静香
1　決定年月日時　平成28年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１３９８号
大阪府寝屋川市三井が丘３丁目２番３―201号
債務者　宮本　俊次
1　決定年月日時　平成28年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１６４２号
大阪府豊中市上野東１丁目28番３号　102号、前住所大阪府吹田市豊津町15番30―303号
債務者　酒井　康憲
1　決定年月日時　平成28年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１６９０号
大阪市平野区長吉長原１丁目８番15―606号、前住所大阪府藤井寺市大井５丁目１番29号
債務者　岡本　裕二
1　決定年月日時　平成28年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１８９６号
大阪市平野区喜連西５丁目４―17グランドール大美206、住民票上の住所大阪市東住吉区矢田３丁目７番４号
債務者　西野ゆかりこと　**西**野ゆかり（旧姓西）
1　決定年月日時　平成28年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１９７５号
大阪府吹田市芳野町５番70号
債務者　下村　孝子
1　決定年月日時　平成28年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１９９５号
大阪市西成区鶴見橋２丁目３番８号　希望の家204
債務者　宮本　健作
1　決定年月日時　平成28年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第８１号
北海道茅部郡森町字砂原３丁目100番地３
債務者　平田　令子
1　決定年月日時　平成28年５月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月７日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第８５号
函館市昭和１丁目14番９号
債務者　山森　　進
1　決定年月日時　平成28年５月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月７日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第１８号
宮城県石巻市水押１丁目５番20号、前住所宮城県石巻市水明北３丁目３番５号　佐々木方
債務者　山内　美名（旧姓宮澤）
1　決定年月日時　平成28年５月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月７日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２８年（フ）第２０号
宮城県石巻市中里５丁目４番22号
債務者　今野　正勝
1　決定年月日時　平成28年５月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月７日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係